

淡路(三原川等)地域総合治水推進協議会および推進計画の改定について

1 経緯

淡路(三原川等)地域総合治水推進協議会(以下、「協議会」という。)は、総合治水条例(平成 24 年兵庫県条例第 20 号)に基づき、「淡路(三原川等)地域総合治水推進計画」(以下「推進計画」という。)について協議し、淡路地域における総合治水の推進に取り組むために設置いたしました。

また、推進計画については、平成 26 年 3 月に策定したのち、平成 27 年・平成 29 年の水防法の改正を踏まえて、平成 28 年 4 月に改定、平成 30 年 3 月に中間見直しを行いました。

当初の推進計画策定以後、計画に基づいた総合治水の推進にあたり、毎年 1 回、推進計画に対するフォローアップを行ってきました。

【協議会と推進計画の経緯】

- 平成 25 年 8 月 第 1 回ワーキング・第 1 回推進協議会(協議会設立)
- 平成 26 年 3 月 推進計画策定(総合治水条例に基づく)
- 平成 28 年 4 月 推進計画 第 1 回改定(河川中上流部治水対策を追加)
- 平成 30 年 3 月 第 4 回推進協議会および推進計画 第 2 回改定
(想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図の作成などの項目を追加)
- 令和 3 年 4 月(今回) 推進計画 第 3 回改定(予定)
(河川対策アクションプログラムを追加)

2 推進計画の改定について(河川対策アクションプログラムを追加)

「河川対策アクションプログラム」の策定・公表に伴い、推進計画にプログラムを反映させます(フォローアップシートに追記します)。

3 今後の取り組み

- ・ 推進計画について、引き続きフォローアップを実施します。
- ・ 令和 5 年度をめどに現行計画を踏まえて点検し、協議会等において意見を聴きながら次期推進計画の策定を行います。

今後も引き続き、関係機関との連携により、総合治水を推進して参りますので、協議会の運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。